**令和2年度経営継続補助金で取得する機械装置等の共同利用に関する規約（例）**

（趣旨）

第1条　この規約は、令和2年度経営継続補助金に係る共同申請（以下「共同申請」という。）で、取得する機械装置等に関して必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条　この規約に定める機械装置等の対象機種は（○○）とし、共同申請の全ての構成員で共同利用することで、個々の生産者の機械利用経費の低減及び○○作業の効率化を図る。

（構成員と役割分担）

第3条　共同申請の構成員と役割分担を以下の通りとする。なお、農業機械の利用者は共同申請の構成員のみとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 役割分担 |
| 氏名１ | 代表者：○○機械管理者、作業受託者 |
| 氏名２ | 作業受託者 |
| 氏名３ | 圃場周辺の共同管理作業、作業受託者 |
| 氏名４ |  |
| 氏名５ |  |
| 氏名６ |  |
| 氏名７ |  |
| 氏名８ |  |
| 氏名９ |  |
| 氏名１０ |  |

（費用負担の方法）

第4条　機械装置等の取得に際して、代表者及び参画者は、取得価格について農地面積割りで按分し、参画者は代表者に支払う。維持・処分に関する経費については別途定める利用料で参画者全員が負担する。

（財産管理の方法）

第5条　機械装置等の保管場所は、代表者が所有する格納庫とし、代表者は共同利用に係る責任者となり、適切な管理運営にあたる。また、代表者は、機械装置などの効率的な利用と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

（１）機械装置等の使用簿、（２）管理台帳、（３）燃料受払簿、（４）経理諸帳簿

（その他）

第6条　共同利用にあたっての料金等については、第4条に定める維持・処分に関する経費を踏まえ、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

第7条　本規約の条項に生じた解釈上の疑義および本規約に定めのない事項については、共同申請の構成員が協議し、同意した上で決定する。

（附則）

この規約は、対象となる機械装置等の取得後から施行する。

制定　令和2年7月　　日

代表者１　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者２　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者３　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者４　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者５　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者６　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者７　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者８　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者９　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

参画者１０　　　　　　　　　　　　　　　㊞